

議案第7号

鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約の一部改訂について

鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約の一部改訂について、別紙のとおり提出します。

平成20年3月20日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約の一部改訂について

平成20年3月20日

高等学校課

1 改訂理由

- (1) 職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）の一部改正により新設される育児短時間勤務制度において、組合員が育児短時間勤務を行う場合の給料月額の見直しを規定する。

2 改訂概要

平成19年12月27日に鳥取県高等学校現業職員労働組合と締結した労働協約を、次のとおり改訂する。（議案第3号「現業職員の給与に関する規則の一部改正について」に合わせた労働協約の改訂）

○ 育児短時間勤務を行う場合の給料月額

組合員が育児短時間勤務を行う場合の給料月額は、給料表に規定する給料月額に、勤務割合を乗じて得た額とする。

3 適用期日

平成20年4月1日から適用する。

4 現在までの経緯

平成20年3月17日 鳥取県高等学校現業職員労働組合に文書で労働協約の一部改訂について申し入れ

平成20年3月17日 労働組合と合意

鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約の一部改訂について（新旧対照表）

鳥取県高等学校現業職員労働組合との労働協約（平成19年12月27日締結）の一部を次のように改訂する。
次の表の改訂後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改訂後	改訂前
<p>(給料表) 第28条 略 2～6 略 7 <u>育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた組合員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった組合員を含む。）及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）である組合員の給料月額は、第1項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、給与条例の適用を受ける短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>(給料表) 第28条 略 2～6 略 7 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）である組合員の給料月額は、第1項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、給与条例の適用を受ける短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額とする。</p>

附 則（平成20年 月 日）

この協約は、平成20年4月1日から適用する。